

平成 27 年 7 月 31 日

平成 27 年度独立行政法人国立公文書館調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、独立行政法人国立公文書館は、事務・事業の特性を踏まえ、P D C A サイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成 27 年度独立行政法人国立公文書館調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

- (1) 国立公文書館における平成 26 年度の契約状況は、表 1 のようになっており、契約件数は 63 件、契約金額は 728,811,326 円である。また、競争性のある契約は 51 件 (81.0%)、590,920,579 円 (81.1%)、競争性のない契約は 12 件 (19.0%)、137,890,747 円 (18.9%) となっている。平成 25 年度と比較して、競争性のない随意契約の割合が件数・金額ともに大きくなっている（件数は 150%の増、金額は 265.1%の増）が、主に特定の者以外の者では参入が困難な平成 26 年度限りの調達案件が新たに発生したこと等による増加である。なお、継続的な案件としては水道料金、ガス料金、警備業務などがある。

表 1 平成 26 年度の国立公文書館の調達全体像（単位：件、億円）

	平成 25 年度		平成 26 年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(79.0%) 49	(87.9%) 5.4	(73.0%) 46	(77.8%) 5.7	(△6.1%) △3	(105.4%) 0.3
企画競争・公募	(8.1%) 5	(3.6%) 0.2	(7.9%) 5	(3.3%) 0.2	(0%) 0	(108.6%) 0.02
競争性のある契約（小計）	(87.1%) 54	(91.5%) 5.6	(81.0%) 51	(81.1%) 5.9	(△5.6%) △3	(105.5%) 0.3
競争性のない随意契約	(12.9%) 8	(8.5%) 0.5	(19.0%) 12	(18.9%) 1.4	(150%) 4	(165.1%) 0.9
合計	(100%) 62	(100%) 6.1	(100%) 63	(100%) 7.3	(101.6%) 1	(119.1%) 1.2

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 比較増△減の（）書きは、平成 26 年度の対 25 年度伸率である。

- (2) 国立公文書館における平成 26 年度の一者応札・応募の状況は、表 2 のようになっており、契

約件数は5件(9.8%)、契約金額は71,313,101円(12.1%)である。

平成25年度と比較して、一者応札・応募による契約の割合が、件数は小さくなっており、金額はわずかに大きくなっている(件数は58.3%の減、金額は1.5%の増)が、件数の減については各種設備の整備等の平成25年度限りの調達が減となったものであり、金額の増は平成26年度限りのシステム関係等の調達が増えたことによるものである。

表2 平成26年度の国立公文書館の一者応札・応募状況 (単位: 件、億円)

		平成25年度	平成26年度	比較増△減
2者以上	件数	42 (77.8%)	46 (90.2%)	4 (109.5%)
	金額	4.9 (87.5%)	5.2 (87.9%)	0.3 (106.1%)
1者以下	件数	12 (22.2%)	5 (9.8%)	△7 (△58.3%)
	金額	0.7 (12.5%)	0.7 (12.1%)	0.01 (101.5%)
合計	件数	54 (100%)	51 (100%)	△3 (△5.6%)
	金額	5.6 (100%)	5.9 (100%)	0.3 (105.5%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注3) 比較増△減の()書きは、平成26年度の対25年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野 (【 】は評価指標)

上記1の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、人的警備業務に関する調達及びシステムの設計・開発等に関する調達の各分野について、それぞれの状況に即した調達の改善及び事務処理の効率化に努めることとする。

(1) 人的警備業務に関する調達

人的警備業務に関する調達について、競争性の確保の理由から、平成27年度以降においては、新たに①の取組を実施することにより、一般競争入札に移行する。【競争性のない随意契約のうち継続的な調達案件1件減】

① 一般競争入札に移行する際に考慮すべき諸条件の検討

(2) システムの設計・開発等に関する調達

システムの設計・開発等に関する調達について、経費節減の理由から、平成27年度においては、新たに①の取組を実施していくことにより経費の節減を目指す。【約8,100万円の経費の節減】

① 国立公文書館デジタルアーカイブシステムとアジア歴史資料センター資料提供システムとの統合

3. 調達に関するガバナンスの徹底

(1) 随意契約に関する内部統制の確立

新たに随意契約を締結することとなる案件については、国立公文書館幹部会に事前に報告し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のあ

る調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。

ただし、緊急の場合等止むを得ないと認められる場合は、事後的に報告を行うこととする。

(2) 不祥事の発生の未然防止のための取組

入札談合等不正行為の防止に向けて的確な対応を行うため、必要な措置を講じる。

(検討の観点)

- ・ 契約担当職員の入札談合防止研修への参加

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、国立公文書館幹部会により調達等合理化に取り組むものとする。

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、競争性のない随意契約及び一者応札・応募案件に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、国立公文書館のホームページ等にて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。